

(賃貸借)

第1条 お客様は、セコムより傷病者に対し救命処置のために使用する自動体外式除細動器（以下、「本装置」といいます）を借り受けるものとします。本装置はセコムの所有とします。

2. セコムは、本装置のうち、電極パッドおよびバッテリーを所定の期間毎にセコムの費用負担でお客様側に送付します。
3. お客様側は、本装置の異常を知ったとき、または本装置を使用したときは直ちにセコムに通知するものとします。セコムは、お客様側より通知を受けたときは速やかに本装置のうち必要なものをお客様側に送付するものとします。その費用は、その原因がお客様側にある場合（試用したときも含まれます）、お客様が負担するものとします。
4. 契約料金、支払条件、契約期間などは、申込書または契約書、その他契約の締結を証する書面（以下「締結契約書面」といいます）で定めます。別途特約がある場合は、特約事項によります。
5. セコムは、法令の改正、サービス内容の改善その他の理由により本約款に基づく契約内容を変更する必要がある場合、事前に周知することにより、お客様の承諾を得ることなく、契約内容を合理的な範囲で変更できるものとします。本項に基づく周知は、電子メールまたはセコムのホームページによる掲示などの適切な方法で行います。

(その他サービス)

第2条 「セコム AED オンラインパッケージサービス」のオンライン管理のサービス内容は、別表「その他サービス内容」に定めます。

2. 「セコム AED オンラインパッケージサービス」または「セコム AED パッケージサービス」の締結契約書面で定めるオプションサービスのサービス内容は、別表「その他サービス内容」に定めます。

(契約料金等の支払)

第3条 お客様は、締結契約書面に定める契約料金を締結契約書面に定める支払方法によりセコムに支払うものとします。

2. 本装置の増減等契約内容の変更により、契約料金の変更が必要となったときは、セコムはお客様と協議し、契約料金を変更することができます。
3. 経済事情の変動等があったときは、セコムは合理的範囲内で契約料金を変更することができます。この場合、お客様の申し出により特にやむを得ないときは、セコムはお客様と協議し合意のうえ双方にとって公平な方向で解決するものとします。
4. この契約に定めるお客様の金銭債務の一部または全部について、お客様指定の方が支払う場合は、お客様の責任において支払者と必要な調整を行うとともに、支払者が支払いを怠った場合はお客様がこれをセコムに支払います。

(保証金)

第4条 お客様は、保証金を本装置受領後、セコムに預託するものとします。

2. 次のときは、保証金は返還されます。
 - ①満期終了のとき
 - ②第7条またはセコム側の原因による中途終了のとき
3. 次のときは、セコムは保証金を返還しません。
 - ①第8条による中途終了のとき
 - ②第9条によりセコムがこの契約を終了させたとき

(使用、管理)

第5条 お客様側は、取扱説明書等に基づいて善良な管理者の注意をもって使用、保管し、またその正常作動を確保するものとします。

2. お客様側は、本装置の使用講習の受講等は自己の責任と負担で行うものとします。
3. お客様は、本装置を締結契約書面のご利用先で保管するものとし、セコムの書面による事前の承諾を得なければ、その変更はできません。
4. お客様側は、第 1 条第 2 項または第 3 項に基づき、セコムより本装置を受領したときは、取扱説明書等に基づき自己の責任でこれを交換するものとします。

(禁止事項)

第 6 条 お客様側は、セコムの事前の同意なしにこの契約に関する権利・義務を第三者に譲渡することはできないものとします。

2. お客様側は、本装置の改造、規格の変更、他の装置の付着等の行為をしてはならないものとします。

(契約終了)

第 7 条 セコムは、やむを得ない理由が発生したときは、1 か月前までに文書をもってお客様に予告することにより、この契約を終了させることができます。

(解約金)

第 8 条 お客様が契約期間満了（更新期間の満了は除きます）前にこの契約を解約するときは、未払い料金のほかに、次の算式で求められる解約金を直ちにセコムに支払うものとします。

$$\text{解約金} = \text{月額契約料金} \times 1 / 2 \times \text{残存契約期間月数}$$

(契約料金等の支払が行われない場合)

第 9 条 セコムは、お客様がこの契約に基づく料金をその支払日から 30 日以内に支払わないときは、直ちにこの契約を終了させることができます。

2. お客様側（お客様以外が契約料金等を支払う場合のその支払者を含みます）またはセコムが暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行ったときは、相手方は直ちにこの契約を終了させることができます。
3. 本条第 1 項または第 2 項でセコムがこの契約を終了させた場合、お客様はセコムに対して、前条で定める金額を直ちに支払うものとします。この金額とセコムが収納する保証金の合計額が、お客様が負担する金額となります。なお、セコムにこの金額を超える損害が発生したときにはお客様はセコムにその超過分を直ちに支払うものとします。

(本装置等の返却)

第 10 条 お客様は、この契約が終了したときには、遅滞なく本装置をセコムに返却するものとします。満期終了、第 8 条による中途終了、または第 9 条によりセコムがこの契約を終了させたときは、返却に要する費用はお客様の負担とします。

2. 本装置のうち使用後のレスキューキットは、お客様の責任と費用負担で処分するものとします。
3. 万一本装置に損害が発生した場合は、その原因がお客様側にあるときはお客様の負担とします。

(訪問販売)

第 11 条 お客様が営業のためにもしくは営業として契約を締結された場合を除き、この契約が特定商取引に関する法律に定める訪問販売によって締結された場合は、第 8 条、第 9 条第 3 項は適用せず、セコムは解約金を請求しません。また、第 4 条第 3 項は適用せず、保証金を返還します。

(責任)

第 12 条 セコムは、本装置をお客様が使用することにより、救命を保証するものではありません。

2. セコムは、お客様側の本装置操作上および管理上の過誤については、責任を負わないものとします。

(権利・義務の譲渡)

第 13 条 ご利用先の所在地がセコムの関連会社の管轄エリアである場合、この契約におけるセコムの地位および権利・義務は、締結契約書面記載のサービス提供会社に譲渡されるものとし、お客様はあらかじめこれを承諾します。ただし、セコムは当該関連会社の業務遂行に関し、その履行を保証します。

2. 第 1 条第 2 項、第 3 項および第 2 条に定める業務は、締結契約書面記載のサービス提供会社がセコム株式会社以外の場合は、委託によりセコム株式会社にて行うことができるものとします。

(お客様の情報)

第 14 条 セコムは、お客様の個人情報について、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、適切に取り扱うものとします。

(協議事項)

第 15 条 この契約の取り決めについて疑問が生じたとき、またはこの契約に定めのないことについては、関係法令の定めに従い、お客様とセコム双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

その他サービス内容

■セコム AED オンラインパッケージサービスのオンライン管理

(締結契約書面の「サービス名称」欄が「セコム AED オンラインパッケージサービス」の場合)

1. セコムは、1日に1回行われるAED自動点検（セルフチェック）の結果を、締結契約書面記載の携帯電話通信網を使用して取得し、異常の状況に応じてお客様の指定する電話に連絡し、状況の確認、本装置の復旧操作の依頼等を行います。
2. お客様は、セコムより前項の連絡を受けたときは、お客様の責任において、本装置の復旧操作等を行うものとし、セコムは、ご利用先への対処は行わないものとします。なお、連絡不能の場合は、その時点をもってセコムの契約上の義務は終了します。ただし、「本装置の異常」の場合は、セコムは、必要に応じて、お客様立会いのもと、本装置の点検や交換等の対応を行います。
3. 周辺環境の変化等により電波状況が変わった場合は、第1項のサービスがご利用できなくなる場合があります。
4. お客様は、オンライン管理等の提供に必要な情報について、日本光電工業株式会社に提供されることを承諾するものとします。

■オプションサービス「セコム A E D スキルアップサービス」

(締結契約書面の「オプションサービス」欄に「セコム AED スキルアップサービス」の記載がある場合)

1. セコムは、お客様に対し、心肺蘇生技能および本装置の使用に関する一般的技能・知識の習得とこれらの技能・知識の維持・管理のため、セコム A E D スキルアップサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。なお、本装置の使用・保管に関する事項は、本サービスにかかわらず別途提供するものとします。
2. セコムは、お客様からの要請に基づき、ご利用先の従業員等（以下「利用者」といいます）を対象に訪問講習会を実施します。
 - ①訪問講習会の内容は以下のとおりです。
 - 1) 応急手当の重要性に関する講義
 - 2) A E D の使用方法と注意点に関する講義
 - 3) デモ機 A E D を用いた心肺蘇生実習
 - 4) その他、心肺蘇生技能および A E D の使用に関する一般的技能・知識の習得とこれらの技能・知識の維持・管理に必要な情報の提供
 - ②訪問講習会の実施回数は以下のとおりです。具体的な実施日については、別途お客様と協議して定めるものとします。
 - 1) 締結契約書面で「1年に1回」と定めている場合
サービス開始日から毎年1回実施します。
 - 2) 締結契約書面で「3年に1回」と定めている場合
サービス開始日から3年以内に1回実施し、その後4年目以降にさらに1回実施するものとします。ただしサービス開始日から6年経過してなお本サービスの提供が継続しているときは、さらに1回実施するものとします。
 - ③セコムは、訪問講習会1回あたり締結契約書面で定める人数の講師を派遣し訪問講習会を実施するものとします。（講師1名あたりの対応人数は15名までとします）参加人数の追加に伴い、講師を追加する場合は、別途お客様と協議して定めるものとします。
 - ④訪問講習会の実施に必要な会場の手配、電気等の使用については、お客様の負担とします。

3. セコムは、お客様に対し、心肺蘇生の知識に関するウェブ講習機能を提供します。ウェブ講習機能は、利用者に限り、利用することができるものとします。
4. セコムは、お客様に対し、利用者におけるウェブ講習機能および訪問講習会の受講状況を管理する機能（以下「講習受講管理機能」といいます）を順次、提供します。
5. お客様は、講習受講管理機能に登録される個人情報全てお客様の責任において管理するものとし、以下の事項について全ての利用者に周知し、理解させ、利用者本人から個人情報取扱いに関する問い合わせや、法令等に基づく要求があった場合はお客様が対応するものとし、万一利用者との間でトラブル等が発生した場合でも、お客様の責任において解決するものとし、セコムに一切の責任や負担を負わせないものとします。
 - ①利用者本人が直接システムに登録した個人の連絡先情報についても、お客様が取得し管理する個人情報であり、情報内容をお客様が知り得ること
 - ②お客様における個人情報の利用目的や取扱いに関すること
 - ③本サービスの利用のために当該個人情報をセコムへ預託すること
6. セコムは、本サービスにおいてお客様に提供するノウハウ・資料等（以下「ノウハウ等」といいます）に関する著作権その他の知的財産権等を含む全ての権利を有するものとします。お客様は、ノウハウ等を心肺蘇生技能および A E D の使用に関する一般的技能・知識の習得とこれらの技能・知識の維持・管理のためにのみ使用することとし、いかなる場合でもノウハウ等をその他の目的（お客様が運営する事業への転用を含みます）に使用してはならないものとし、これを本サービスの利用者にも遵守させるものとします。
7. セコムは、本サービスの提供により、お客様が特定の技能・知識等を習得することを保証するものではなく、何らの資格を付与するものでもありません。
8. お客様は、セコムより通知された本サービスを利用するために必要な情報（ID、パスワード等を含みます）を管理する責任を負うものとし、パスワードの信頼性が損なわれる事態が生じた場合は、速やかにその旨セコムに連絡し、セコムにて速やかに無効化を行うものとします。セコムにて前述の事態を確認した場合も同様に無効化を行うものとします。
9. お客様は、ID およびパスワードを利用者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買などをしてはならないものとします。
10. お客様は、ID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、利用者以外の第三者の使用等により発生した損害について、セコムに何ら責任を求められません。
11. お客様は、天災地変等やむを得ない理由により、セコムが本サービスを提供できない場合または訪問講習会の日程を変更する場合があることを予め了承するものとします。

■ オプションサービス「セコム A E D オンライン管理サービス」

（締結契約書面の「オプションサービス」欄に「セコム A E D オンライン管理サービス」の記載がある場合）

1. セコムはお客様に対し、本装置の適正な使用環境の維持のため、セコム A E D オンライン管理サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。
2. セコムは、「本装置の異常」、「使用期限切れの電極パッドおよびバッテリーの交換忘れ」、「本装置の収納状態の異常（第 4 項に定める専用収納機器から本装置が持ち出された状態）」の有無を 24 時間監視し、異常情報を受信したときは、お客様の指定する電話に連絡し、状況の確認、本装置の復旧操作の依頼等を行います。
3. お客様は、セコムより前項の連絡を受けたときは、お客様の責任において、本装置の復旧操作等を行うものとし、セコムは、ご利用先への対処は行わないものとします。なお、連絡不能の場合は、その時点

をもってセコムの契約上の義務は終了します。ただし、「本装置の異常」の場合は、セコムは、必要に応じて、お客様立会いのもと、本装置の点検や交換などの対応を行います。

4. お客様は、本サービスの提供に必要な専用収納機器をセコムより借り受け、または購入するものとし、セコムは、本サービスの提供に必要な締結契約書面に定めるオプション機器をお客様に貸与する（以下、セコムがお客様に貸与する機器（専用収納機器を貸与する場合はそれも含む）を「貸与機器」といいます）ものとします。
5. ご利用先にかかる機械警備契約をセコムが受託している場合は、機械警備契約に基づきご利用先に設置している警報機器と貸与機器を結線することにより、異常情報をセコムに送信するものとし、ご利用先にかかる機械警備契約をセコムが受託していない場合は、貸与機器を用い、締結契約書面記載の携帯電話通信網を使用する方法により異常情報をセコムに送信するものとします。
6. セコムは、貸与機器を撤去する場合、貸与機器の取付けのためにご利用先になされたビス穴、配線、その他の加工・変更については、原状回復義務は負いません。なお、セコムの責任により契約が終了する場合を除き、貸与機器の撤去費用はお客様の負担とします。